

公 表 第 1 1 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市議会議長、久留米市長、久留米市教育委員会委員長、久留米市選挙管理委員会委員長 及び 久留米市企業管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成25年12月26日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成24年度

部局名：市民文化部

指摘事項等			措置状況
指摘事項	財務監査	臨時職員等賃金支給事務 臨時職員の賃金について、欠勤（早退・遅刻）時間数分の控除額の算定を誤ったことにより、正当な金額よりも過大に支払っているものがある。	平成25年3月に戻入いたしました。
指摘事項	財務監査	旅費支給事務 同一の主催者、参加費用、同様の実施要領によって開催された2つの研修に係る旅費の支給において、異なる基準を当てはめて日当及び宿泊費を支給しているものがある。	通常の旅費基準による支給が適正であるので、差額につきましては平成25年3月に支給いたしました。
指摘事項	財務監査	報償費支払事務 物品の購入において、発注者による納品確認がなされないまま、納入されているものがある。	物品の購入においては、納入の際に確実に検収を行なうことといたします。
指摘事項	財務監査	契約事務 本市暴力団排除条例の規定に基づく運用として、業務委託等の契約においては暴力団排除条項を記した誓約書の提出を求めることとなっているが、提出がないまま契約が締結されているものがある。	ご指摘の件につきましては、速やかに契約相手より誓約書を受領いたしました。